政治は私たちの生活を決める

市政だより
苫小牧市役所
発行所　市役所
発行人　正
編集兼印刷人　岡
印刷所　株式会社
苫小牧印刷工業

参議院選挙は七月八日

補充名簿の登録申請 2219日から 入場券の届かない方は選管委へ

参議院議員通常選挙は、七月八日に行われることに決まりました。

民主主義国家の主権者として、一票を行使しましょう。

◇入場券の送付

投票所の入場券は、市内は各連絡員を通じ、部落は郵便で十二日に発送いたしました。

おそくも十五日ころまでにはお手元に届くはずです。もし十五日ころまでに入場券を受け取らないときは、すぐ選挙管理委員会（市役所内電話五五〇番）へお問合せ下さい。

入場券は投票当日（七月八日）必ず投票所へ持参して下さい。投票日までになくしたときは、連絡して下さいれば再交付いたします。

入場券が届かない人はおそくとも六月二十二日までに選挙管理委員會に申出てもらわなければ、投票できませんからご注意下さい。

◇補充選挙人名簿の作製

こんどの選挙は、去年の九月十五日現在で作った基本選挙人名簿と、来る六月十八日現在で作る補充選挙人名簿に登録された有権者が投票することになります。

それで去年の名簿に登録されている人は必要ありません。

①去年の十二月二十一日以後に満二十年になった人

②去年の六月十五日以後苫小牧市に住むようになった満二十年以上の人

は、補充選挙人名簿に登録されなければ投票することができませんから、つぎの事がらをよくよんで申請して下さい。

◇申請をしなければならない人

六月十八日で満二十年になり、この日まで引続き三ヵ月苫小牧市に住んでいる人のうち、基本選挙人名簿に登録されていない人

これを詳しく説明すると

①昭和十年十二月二十二日から昭和十一年六月十九日までに生れ、今年の三月十八日まで引続き苫小牧市に住んでいる人

②昭和三十年六月十六日から今年の三月十五日までに苫小牧市に転入した人

③去年の六月十六日から今年の六月十八日までに海外から引揚げられた満二十年以上の人

④基本選挙人名簿に登録されるべき資格がありながら登録されなかった人

◇申請の期間

六月十九日から六月二十二日までに選挙管理委員会に申請しなければなりません。連絡員、駐在員に申請書を出すときは二十日までにして下さい。

六月二十二日までに選挙管理委員会が受理しなければ無効ですから、申請期限は厳重にお守り下さい。

なお勇払の人は、二十二日までに出張所へ出していただけば名簿に登録されます。

海外引揚者は十八日までに選挙権取得の申立をして下さい。

◇申請の方法

申請は必ず申請書（文書）でしなければなりません。選挙管理委員会または、連絡員、駐在員の所に申請書がありますからもらつて申請期間を間違えることのないよう申請書を出して下さい。

出稼（出張）入院、不在等の場合は、代理人が申請すること。

なお補充選挙人名簿は、申請があつた人だけを登録するのでありまして、基本名簿のように選挙管理委員会が該当者を調べて名簿に登録するのではありませんから、該当者は必ず申請して下さい。

入場券が届かない人は基本名簿に登録されていないのですから、六月二十二日までに補充名簿登録申請書を出して下さい。この期限までに申請しなければ、七月八日には投票することができません

◇不在者投票について

七月八日の投票日に公用、社用等で苫小牧市外に出張される方は、六月十二日から七月七日までの間に不在者投票をすることができます。

◇どんなとき不在者投票ができるか

投票当日に投票所に行かれないため、不在者投票ができるのは、つぎのような場合です。

①選挙人が公務または、業務（業務とは公務以外の一切の仕事をいうので社用、個人業務等すべてをさします）のため投票当日、苫小牧市外で仕事をしなければならないとき

②選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具、産褥にあるため歩行がいちじるしく困難で投票日に投票所へ行くことができないと予測されるとき

◇不在投票はいつからできるか

不在者投票は六月十二日から七月七日までの間にできます

◇どうして不在投票をするか

不在者投票をしようとする方は選挙管理委員長に対し、投票日に投票できないことを證明する證明書をつけて不在者投票の申立をして下さい。

證明書は、公務または業務のときは所属長、疾病、不具等のときは医師に発行してもらつて下さいなお、不在者投票にお出での時は「入場券」と「ハン」を忘れないようにして下さい。

◇指定病院の入院患者の扱い

市立苫小牧病院、王子病院および道立苫小牧療養所に入院している患者さんは院長に申出れば、病院で投票することができます。

◇候補者の氏名掲示

立候補の所属政党と氏名を書いた氏名表を七月一日から地方区は一投票区三ヵ所全国区は一投票区一ヵ所、見やすい所を選んで掲示します。

◇選挙公報の配付

立候補者の政見等を掲載した選挙公報を、地方区、全国区ともに七月六日までにはお届けいたします。

◇立会演説会の開催

立会演説会は、地方選出議員候補者のみで全国区については行われません。

苫小牧市の立会演説会開催予定は

七月四日（後一時～四時二十分）

で公民館で行います。右の期日は、予定であり立候補者が多くなれば、二回になることもあります。

なお立会演説会の開催については、市内にビラ五十枚をはつてお知らせいたします。

正しい選挙明るい政治

◇投票の時間

七月八日午前七時から午後六時まで

◇投票所

投票所は、苫小牧市内に十一ヵ所、勇払に一ヵ所、合計十二ヵ所設けられます。

投票所は、入場券に記載されていますから、よく見て投票所へ行くようにして下さい。

◇投票の方法

投票用紙は、選挙人名簿と照合して交付されますから、投票用紙を受取つたら、投票所の係員に見えないように、投票用紙に候補者一人の名前を書いて、投票箱に入れて下さい。

◇投票用紙の無効

投票用紙は、つぎのような場合は無効になりますから、ご注意下さい。

①候補者の名前を二人以上書いたとき

②候補者の名前のほかに、余計なことを書いたとき

③候補者の名前を書かないとき

④候補者の名前を書いても、どの候補者か判らないとき

⑤投票用紙に、ハンを押したとき

⑥投票用紙に、名前を書いたり、ハンを押したりして、投票者の氏名が判るようにしたとき

◇開票

開票は、七月八日午後六時から苫小牧市役所で行います。

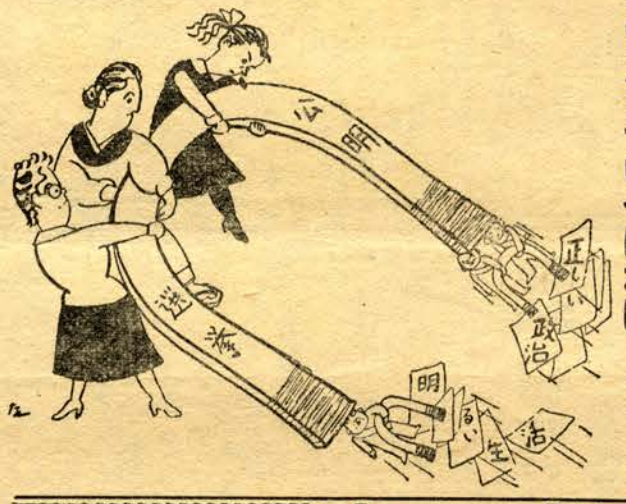

市税の前納者には「報奨金」を即時交付

市、道民税の徴税令書お手元へ

今年度市、道民税の徴収令書を連絡員、駐在員を通じ一日限り）才二期分（八月三十一日限り）才三期分（十月三十一日限り）才四期分（一月三十一日限り）をいつでも前納することもでき、この場合前納者には預貯金の利子より、有利な「前納報奨金」を納付と同時に交付いたしますから、前納される方は印鑑ご持参のうえ市収入役からお受取り下さい。

この前納報奨金は、各納期の税額の百分の一にその納期までの月数（十五日以上は一ヵ月とし、十四日以下は切捨て）を乗じて得た額を交付し、才一期分の納付の際、才四期分までを前納しますと、才二期分は税額の二分、才三期分は四分、才四期分は七分相当額を交付します。

なお市税を納期内に納めない場合は、督促をうけ延滞金、督促手数料および延滞加算金を加算のうえ、徴収されます。また、財産（給料または賃金等も）の差押処分をうけ、更に滞納処分費も徴収されることになりましたので、ぜひ納期内に納めて下さい。

（税）第一期分（税）第二期分（保険税）

近く督促状が出ます

至急納めて下さい

五月三十一日が納期でした保険税一期分の督促状が今月下旬に発付されます。すでに納期が過ぎて延滞金がかゝつておりますが督促状が出て指定納期が過ぎますと、更に延滞加算金がかゝりますから、未納者は至急納入するようお願いいたします。

「選挙相談所」をご利用下さい

選挙管理委員会は、十二日から選挙管理委員会事務局に「選挙相談所」を開設しております。選挙について疑問なことがあれば、どんなことでもお問合せ下さい。選挙管理委員会事務局は、市役所二階（会議室）にあります。

「共同研修」とは

公明選挙運動に一役

「きれいな選挙で、よい政治」という目標のもとに、今日まで各種の選挙ごとにポスター、映画、講演会等いろ〳〵な形で公明選挙運動をしてきましたが、今年は公明選挙運動の方法として「共同研修」が大きく取上げられました。本市でも教育委員会と選挙管理委員会が参議院議員選挙を前にして「共同研修」をやろうとしています。一体「共同研修」とはどんなものであるか、それはわかりやすく言えば、皆んなで話し合いをして、いろ〳〵な問題を解決しようとすることです。もつと砕いて言えば、井戸端会議の話題が、もう少し教育的にそして生産的にしようとするものであります。「共同研修」は特定の人から講義を受けたり演説を聞いたりする集りではなく、お互が身近な問題をとらえて話し合い、解決の道を求めて実践のできる方途を考えあう集りであります。民主々義国家における国民は政治に積極的であることが生活を向上させる近道であり、政治的教養は、身近な問題をとおして体得することが必要であるので「共同研修」でお互に肩のこらない話し合いのうちに知識を養おうと言う訳です。ですから、決して新しいものではなく、従来行われていた討論会と同じです。しかし「共同研修」は討論会のような、一部の、知識がなければ参加できないような問題の採り上げをしないたれもが話しあえる、平易なものをねらつている訳です。

東高校生の聲 23日全道放送

山本工場長代理を希望訪問

NHK室蘭放送局では、二十三日（土曜）午前十一時四十五分から十五分間「高校の時間」（才二放送）に苫小牧東高校生の声（希望訪問）を全道放送いたします。これは東高校三年相馬弘道、柴田洵の両君が王子製紙常務取締役（苫小牧工場長代理）山本茂郎氏を自宅訪問して①王子に入社した動機②初めて来苫した当時と現在との変遷ぶり③日本の製紙工場と外国との比較④ソ連の印象⑤現代の青少年に対する要望などについてお話ししていただくものです。

生徒募集

市立 苫小牧自動車學校

責任指導、免許取得の近道

入学日＝毎月一日

申込受付＝毎月末日まで

普通本科二ヵ月、速成科一ヵ月

小型三、四輪科一ヵ月

夜間部＝普通車、小型三、四輪車各二ヵ月

受験科＝毎試験日前七日間

苫小牧市元町九七

電話 九四九

入学の問合せは、直接学校へ。

新規開業醫と診療協定締結

市国民健康保険では、つぎの開業医との間に診療協定を締結することになりましたから、被保険者は受診證を持参してご利用下さい。

▽六月十一日から 市内栄町 押味政夫（内科、小児科）

▽七月一日から 〃 錦町 中山一信（眼科）

人口動態（六月一日現在）

▽世帯数	一〇、七一四世帯		
▽人口	五一、五〇〇人		
▽出生	六七人	▽死亡	一七人
▽転入	四八八人	▽転出	二六三人
▽世帯数増	一一世帯	▽人口増	二五〇人

【第141号】 【毎月1日・15日発行】（第三種郵便物認可）

市民の家計調査始まる

行政上の諸施策の資料　主旨を御理解御協力を

市では、市民の消費生活の実態に関する統計調査を継続的に行い、全国平均、全道平均並びに各都市との比較表を作成するとともに、生活水準のうつりかわりを年次的に記録し、一路発展の途上にある当市の行政上の諸施策の資料とすることになり、すでに六月一日からクジ引きで当つた該当世帯、並びに調査員の方々の積極的なご協力により実施中ですが、この調査対象世帯は約六カ月ごとに順次、ぎの世帯に代つて頂くことになつておりますので、該当となつた世帯におかれましてはこの調査の主旨を深くご理解のうえ、心からのご協力を頂きたく切にお願いいたします。

七月一日午前零時現在で 就業構造基本調査 正確に記入して下さい

総理府統計局では、雇用失業対策、産業計画など、わが国における基本的諸施策の資料とするため、就業構造基本調査をすることになりましたが、調査該当となつた世帯には、この調査の調査員が訪問して左記の調査事項についてお聞きしたり、また調査票にそれぞれ記入していただくことになつておりますので、該当者におかれては、この調査がわが国の今後の諸施策に重要な役割を果すことを深く御理解のうえ、全面的な御協力をお願いします。

この調査は、統計法にもとづく指定統計調査で、調査の内容を他にもらしたり、統計以外の目的に使用されることは決してありませんので、この点ご懸念なく、正確に事実ありのまゝを調査員に答えるとともに調査票にも正しく記入して下さい。また調査該当者は、この調査に関する申告を拒否し、また虚偽の申告をすることもできませんのでお含みのうえ御協力下さい。

調査のあらまし

▽調査期日＝七月一日午前零時現在

▽調査地域＝総理府統計局

申上げます。

この調査票（市長の指定する家計簿）の内容は、統計資料を作るためにのみ使うものでありまして、徴税資料などには決して使うことはありませんので、ご懸念なくご協力下さい。

また、秘密の厳守についても、十二分の配慮をもつて臨み、御迷惑のかゝるようなことはいたしませんので御家庭にお伺いする調査員を信頼され、事実のまゝを正確にご記入下さい。お宅に参上する調査員は、いろいろ記入上の相談相手にもなることになつておりますので、何分ともよろしくお願いいたします。

▽調査事項

(一)十四歳以上の者に関すること（昭和十七年六月三十日までに生れた人）

①氏名、男女の別、出生の年月日、世帯主との続柄および配偶関係

②就業状態、従業先の名称および事業の種類、従業先での仕事の種類および従業上の地位並びにこれらに付随する事項

③転職、追加就業または新規就職の希望の有無および希望の理由並びに求職活動の有無および求職の方法

④過去一年間の就業状態および前職に関する事項

⑤就業時間または就業日数

⑥収入または収益

(二)十四歳未満の者に関する事項

世帯におけるその男女別数

調査票

(1)世帯票＝調査員が世帯のみなさんに氏名、その他をお聞きして記入作成します。

(2)個人票甲＝十四歳以上の人で、仕事している人および仕事を休んでいる人が自分でそれぞれ記入し調査員に渡していただきます。

(3)個人票乙＝十四歳以上の人で、仕事をしていない人（学生、老人、家事従事者等全部）が自分でそれぞれ記入し、調査員に渡していただきます。

△調査対象＝総理府統計局長の定める方法により市長の選定した世帯に常住する者（七月一日現在で三カ月以上住み、または住もうと思つている者）

全部

▽調査票

(一)調査票甲＝調査対象のうち、法人組織の商店および個人商店で常用労仂者を使用しているもの

(二)調査票乙＝調査対象のうち、個人商店で常用労仂者を使用していないもの

自分でそれぞれ記入して調査員に渡していただきます。

◇申告の義務＝この調査は統計法、商業統計調査規則によつて卸売、小売業を営む商店の管理責任者の申告が義務づけられており拒否できないことになつておりますので十分御注意下さい。

◇禁止事項＝調査に従事するものが、調査内容につき他にもらしたり、窃用することは統計法により禁じられておりますのでこの点ご懸念なく、調査票には正確に記入して下さい。また申告義務者が虚偽の申告をすることも同様できませんので御注意下さい。

◇罰則＝申告を拒否し、また禁止事項を犯したものは、統計法により処罰されますので、お含みのうえ、よろしく御協力下さい。

大町、王子社宅東部三区西部六、七区の各一部および緑町道立療養所

◇調査票の記入＝調査員が調査票の記入方法を説明しますから、その通りに記入して下さい。

◇調査票の提出＝調査票は調査員が七月二日から三日の間に取集めますから、それまでに記入を終つて下さい。

◇調査票の秘密＝調査票は統計法により秘密が厳守されますから、ご安心下さい。

◇調査票の検査＝調査票は調査員が検査しますから、記入もれや誤りのないようにして下さい。

◇調査票の訂正＝調査票の記入もれや誤りは調査員が訂正しますから、訂正のため調査員が再度お宅へ伺うことがあります。

◇調査票の保管＝調査票は調査員が責任をもつて保管しますから、ご安心下さい。

◇調査票の集計＝調査票は統計法により統計局で集計しますから、ご安心下さい。

◇調査票の閲覧＝調査票は統計法により閲覧できませんから、ご安心下さい。

◇調査票の廃棄＝調査票は統計法により集計後廃棄しますから、ご安心下さい。

◇調査員の証明＝調査員は調査員証を携帯しますから、ご安心下さい。

◇調査員の心得＝調査員は調査票の記入方法を十分心得ておりますから、ご安心下さい。

◇調査員の守秘義務＝調査員は統計法により守秘義務を負いますから、ご安心下さい。

◇調査員の服装＝調査員は調査員証を携帯